



100

エネルギーの利用の仕方は ローカル・ルールでこそ 規律しよう



小林光

東京大学教養教育高度化機構客員教授
工学博士・元環境事務次官

本稿の榮えある100回目に、地方条例を通じた再生可能エネルギーの主力化の動きを見よう。

思い起こせば、公害規制は、地方自治体が先導した。国が自治体を追って制定した公害法制では、条例で、国より厳しい排出上限値を義務付けられることとされた。他方、エネルギー法制では、自治体の権限は国の法律では登場せず、全国一律の規制であった。エネルギーの利用を条例が制限することは国法の先占領域を犯すものとの意見すら聞かれた。

エネルギー対象の環境規制に先鞭をつけたのは、東京都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(2008年改正)である。大量排出事業所ごとのCO₂等の排出量が規制され、結果的に、エネルギーの質や量の規制が始まった。国法では、再エネの利用や省エネの強化を義務付ける具体的な規定がないので、都条例は、環境法制上の大前進である。その後の2012年には、京都議定書採択の地の京都市が、2千m²以上の新築建築物に太陽光発電等の再エネ設備の設置を義務付ける条例を施行した(京都府も16年に同内容の条例を施行)。日本版ソーラーオブリゲーションである。これは、エネルギー利用を規律するだけでなく、地方による上乗せ規制が長く懐疑的に扱われてきた建築物を環境保全の理由で規制するもので、やはり画期的と言うべきである。そして、現在、東京都が、そして川崎市がソーラーオブリゲーションを条例化するべく検討を進めている。

東京都の案には、ネット民中心の反対がある。その論調は、煎じ詰めれば、東京は建て詰まっていて太陽光発電には不向きな以上、費用対効果が悪く、かえって都民、国民に無駄な支出を強制するものだ、やりたければ田舎でやってくれ、といった、費用負担を理由にした環境取り組みの回避論であった。

しかし、東京都の案は、日陰になる家をも規制するものでも、戸建て住宅の施主に対して太陽光発電を義務付けるものではなく、多くの戸建て住宅を販売するハウスメーカー等に対して太陽光発電付きの環境性能の高い住宅の販売を義務付ける(それも販売全戸ではない)ものである。自動車の燃費や家電の省エネ性能に関する製造規制と何ら変わらない。脱炭素は国是であり、市民にもCO₂を出さない責任があるが、ここは、市民への規制ではなく、市民が使う物を作る企業をまず対象に、良質な製品販売を義務付けるに留まるので、穩当と言えよう。

そもそも規制とは、その求めるところが、大多数の人々によってなすべきこととして認識されているにもかかわらず、中には、その通りには行動しない人々がいた場合に取られる手段である。望ましい行動の不足を放置すると、人々全体の行動にも水を差すことになりかねないので、消極的な人々の背中を強く押すことで、望ましい行動を世の中全体に確実に普及させる効果が見込まれる。脱炭素の時代には太陽光発電は住宅標準設備になるはずなのに、東京都内の近年の新築住宅での太陽光発電実施率は13%程度であって、国が2030年の目標とする6割にはまだ隙間がある。今回の、住宅業者への義務付けと、費用負担を軽減する都独自の強力な補助制度とを両輪に、太陽光発電は大いに普及されよう。取り扱い数量の増加に伴い、環境ビジネスが盛んになり、設備や取り付け作業の単価は低減され、太陽光発電の普及に一層の弾みがつく好循環も期待できる。

直近の温暖化対策推進法の改正によって、地方自治体には、再エネ利用を促す区域の設定やそこでの再エネ利用拡大施策を条例をもって進めることが期待されている。将来的には、住民への蓄電池普及や再エネを最大に取り入れられる配電網運用など、ローカルな取り組みがますます必要になる。東京都は、エネルギーの最大消費地であり、日本一の経済的な利益を稼ぎ出している。こうした集積地こそ、田舎へ責任転嫁するなどなしに地元で、知恵を發揮し、脱炭素の責任を率先して担うべきである。こうした改革が担えるか、都民の民意や都議会での政策判断が問われている。



東京都作成による各戸の屋根の発電可能性を示すマップ。
発電可能性の高い屋根をすべて活用すると、その発電量は東京の消費電力の約13%に相当するという。

〔東京都の公表資料による〕